

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○財務規則の一部を改正する規則

(会計課)

ページ

規則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十六号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項ただし書を削る。

第二十七条第二項及び第二十八条第二項中「予算繰越通知書により」を削る。

第九十八条第一項第四号を次のように改める。

四 第一百七条の三各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額以下であるとき。

第百八条ただし書中「第百七条の三第二号から第六号まで」を「第百七条の三各号(同条第一号にあつては、印刷物の製造の請負に限る。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、第百条中「一般競争入札により契約」とあるのは「随意契約」と、「競争入札に付する」とあるのは「随意契約による」とする」と、第百条の四中「一般競争入札」とあるのは「随意契約」と、「入札を執行」とあるのは「随意契約の相手方を決定」と、第百一条中「一般競争入札に付する」とあるのは「随意契約による」と読み替えるものとする。

第百九条第一項本文中「見積書」の下に「(知事が別に定めるところにより、当該見積書に記載す

べき事項を記録した電磁的記録の送受信により随意契約の相手方を決定する場合にあつては、当該電磁的記録を含む。以下同じ。)、」を加え、同項ただし書中「場合」を「場合においては」に改め、同項第一号中「再度入札に付しても」を「再度の入札に付し」に改め、同項第三号中「二人以上」の下に「の者」を加え、「同一金額」を「同一の金額」に、「なされる」と「なされることが」に改め、同項第四号中「特定人」を「特定の者」に改め、同項第五号中「場合」を「場合において」に改め、同条第一項中「場合」を「場合においては」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「契約」を「契約を締結」に改め、同項第四号中「緊急を要する」を「緊急の必要がある」に、「契約」を「契約を締結」に改め、同項第五号中「認めて、契約しようとする」を「認める」に改め、同項第六号中「もつて契約」を「もつて契約を締結」に改め、同項第七号中「契約」を「契約を締結」に改める。

第百二十二条第一項中「理由」を「事由」に、「契約所定の期間内に履行が完了しない場合は」を「当該契約の相手方が契約で定める履行期限までに契約上の義務を履行しない場合は、当該履行期限の翌日から履行があつた日までの日数に応じ」に、「可分」を「性質上可分」に、「引継ぎを了し」を「履行があつたとき」に、「その残額」について遅滞日数に応じ、年三・四パーセントの割合で」を「、当該契約金額から既済部分に相当する額又は既納額を控除した額」に年三・七パーセントの割合を乗じて」に、「旨の約定を」を「旨を約定」に改め、同項ただし書中「賠償額と予定」を「賠償額の予定」とに改め、同条第一項中「場合」を「場合において、当該違約金から」に、「から控除し、」を「を控除して」に、「不足分を徴収する」を「不足額を徴収するものとする」に改める。

第百三十八条第二項中「二万円」を「五万円」に改め、「もの」の下に「知事が」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。